福山市おくやみハンドブック無償提供業務に関する仕様書

１．業務の内容

身近な人が亡くなった後の慣れない手続によるご遺族の不安や負担を軽減するために、各種手続を分かりやすくまとめた「福山市おくやみハンドブック」（以下「冊子」という。）を福山市と民間事業者が協働で製作し、納品するものである。

なお、この業務については、企画提案の提案書が選定された者（以下「作成事業者」という。）が募集する広告収入による作成を行う方法により、企画・編集・印刷・納品等の経費を福山市が負担することなく発行するものである。

２．協定期間

協定締結日から２０３２年（令和１４年）３月３１日まで

３．納品物の規格

（１）冊子

冊子名	福山市おくやみハンドブック
規格・色	Ａ４縦サイズ・無線綴じ・横書き・左開き・全項フルカラー・両面印刷
紙質	カラー印刷に適したもの、かつ耐久性に優れたもの
総ページ数	５０ページから６０ページ程度
広告ページ数	１０ページから１５ページ程度（巻末に集約して掲載）
発行部数	８，５００部／年
発行回数	１０回（１年に２回）
配布予定者	遺族
掲載内容	① 死亡手続に関する行政情報、支援情報 ② 企業広告（おくやみに関する広告を掲載するものとする。 ※福山市広告掲載基準及び福山市広告事業実施要綱の規定に準ずるもの）

（２）電子データ

広告部分を除いた冊子のＰＤＦ形式及びテキスト形式、ＪＰＧ形式などに変換した電子ファイル（最高画質および最低画質）を記録した電子媒体で提出。提出された電子媒体の情報は、福山市のホームページに掲載して活用するほか、納品数の配布が完了した後は、福山市で印刷し活用する。

４．冊子の納品場所及び納入方法等

（１）冊子

本庁市民課（１階）	〒720-8501 福山市東桜町３番５号	084-928-1058	３，７００部
松永市民サービス課	〒729-0104 福山市松永町三丁目１番２９号	084-930-0401	１，０００部
北部市民サービス課	〒720-1132 福山市駅家町大字倉光３７番地１	084-976-8801	８００部
東部市民サービス課	〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目６番１号	084-940-2570	１，５００部
神辺市民サービス課	〒720-2123 福山市神辺町大字川北１１５１番地１	084-962-5010	１，０００部
新市支所	〒729-3103 福山市新市町大字新市 1061 番地 1	0847-52-5513	３５０部
沼隈支所	〒720-0392 福山市沼隈町大字下草深 1889 番地 6	084-980-7702	１５０部
納品回数	２回／年		
納品日	１回目：初年度については、２０２７年（令和９年）３月２６日（金）までとし、翌年度以降からは、３月１０日までとする（土日・祝日の場合は、前開庁日） ２回目：納品日については、要協議		

ア　上記の部数については年間の部数とし、１回目と２回目のそれぞれの部数については要協議

イ　余った部数については、福山市で破棄するものとする。

（２）電子データ

本庁市民課（１階）	〒720-8501 福山市東桜町３番５号	084-928-1058	各１部

５．冊子の配布場所

福山市役所市民課及び各支所等に設置し、死亡届受理時に配布する。

６．掲載内容の更新及び掲載期間

掲載内容及び広告については、１年ごとに更新するものとする。

第１回 ２０２７年（令和９年）４月１日から２０２８年（令和１０年）３月３１日まで

第２回　２０２８年（令和１０年）４月１日から２０２９年（令和１１年）３月３１日まで
第３回　２０２９年（令和１１年）４月１日から２０３０年（令和１２年）３月３１日まで
第４回　２０３０年（令和１２年）４月１日から２０３１年（令和１３年）３月３１日まで
第５回　２０３１年（令和１３年）４月１日から２０３２年（令和１４年）３月３１日まで

７．福山市窓口での配付予定期間及び電子データの本市ホームページでの公開期間

２０２７年（令和９年）４月１日から２０３２年（令和１４年）３月３１日まで

８．編集方法

（１）表紙・本文のデザイン・レイアウトについては、福山市と協議しながら決定すること。
（２）行政情報の原稿については、福山市が冊子の作成に必要な情報を電子データで提供する。
（３）校正回数は、３回以上とする。
（４）福山市は、必要に応じて修正を依頼することがあるため、印刷前に確認を行うこと。
（５）原稿の修正は、福山市からの指示に従って過不足なく行うこと。
　　福山市から指示された部分以外は修正しないこと。
（６）作成事業者は、独自の判断で原稿の修正を行わないこと。
　　修正する場合は、必ず福山市の確認を得て行うこと。

９．費用

（１）デザイン・レイアウト・編集・印刷・製本・納品・運搬等の冊子データ及び冊子の制作に要する費用は、作成事業者が全額負担するものとし、福山市は一切の費用を負担しないものとする。
（２）作成事業者は、広告主の募集がない場合も自らの責任において業務を遂行すること。

１０．広告

（１）広告募集は作成事業者の責任で行い、その広告収入で企画・編集・印刷・製本及び納品場所への配送を行う。
（２）広告内容に関しての一切の責任は、作成事業者または広告主が負い、福山市は一切責任を負わず、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、作成事業者または広告主が直ちに問題の解決にあたること。
（３）発行・内容に関して第三者から苦情等が生じた場合は、直ちに問題解決のために両者とも対応する。
（４）広告料収入は、福山市に帰属しないものとする。
（５）広告に関する掲載基準は、「福山市広告掲載基準」及び「福山市広告事業実施要綱」の規定を遵守すること。
（６）広告の掲載に当たっては、広告である旨を明示するほか、掲載される広告の商品・事業者等を福山市が推奨しているものでない旨、記載すること。

（７）広告に関しては、巻末に集約して掲載すること。
（８）行政情報以外の問い合わせ先が作成事業者となる旨を、冊子の最後に掲載すること。
（９）広告内容の修正もしくは削除を福山市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合に広告主に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、作成事業者の責任と負担において対応すること。

１１．著作権の帰属

（１）行政情報の取扱い

福山市が提供する行政情報等は、すべて福山市に帰属するものとし、作成事業者は当該情報の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、あらかじめ福山市の許可を得なければならない。

（２）著作権

作成事業者が冊子制作のために作成するデザイン及び広告等は、作成事業者に帰属するものとし、福山市が当該情報等を福山市ホームページ以外の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、作成事業者の許可を得るものとする。